

レンタカー利用時の保険補償について

当社ではレンタカー利用時、万一の事故の場合でも下記の金額を
限度として保険等による補償が付いております。

	補償額		免責(自己負担額)
対人補償	無制限	1 名 限度額	なし
対物補償	無制限	1 事故 限度額	なし
人身傷害	5000万円	1 名 限度額	なし
車両保険	車両時価額		1 事故 20 万円

【補償対象外になる場合があります】

- 事故時に警察への届出及び連絡など所定の手続きがなかった場合
- 事故が相手方の責任によるもの
- 貸渡約款に違反している場合
 - ・貸渡契約の際、お申し出いただいた方以外の方が運転して起こした事故
 - ・無断延長中の事故
 - ・無断で示談した場合
 - ・無免許運転、飲酒運転、薬物使用中の運転による事故
- 保険約款の免責事項に該当する場合
 - ・お客様の所有、保有、管理する財物に与えた損害
 - ・タイヤの損害(パンク、バースト、亀裂等)及びホイール破損時のタイヤ代、ホイール代、修理交換費、車両移送費。
 - ・ホイールキャップの破損・紛失
 - ・鍵の破損・紛失
 - ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
 - ・その他他故意によって生じた損害
- 使用管理上の落ち度があった場合
 - ・通常の掃除、整備では落ちない汚損、臭いがあった場合(禁煙車両での喫煙を含む)
 - ・付属品の破損・紛失
 - ・故意または重大な過失によって生じた事故及び破損(高さ制限無視、アウトリガー未格納、クレーン等のアーム未格納、盗難、違法駐車、汚損、悪臭、過積載等)
 - ・排気ガス浄化(DPF・DPR 装置、アドブルー補充)を適正に行わなかった場合の修理代
 - ・給油時の燃料種別の間違いによる生じた損害
 - ・鍵を付けたまま又は施錠しないで駐車し盗難にあった場合
 - ・タイヤチェーン・キャリアなどの取付・装着不備による損害
 - ・河川敷や林間など車両が損傷すると思われる場所での走行による損害 など

※レンタカー契約者は約款・道路交通法を遵守してご利用下さい。